

外国人活用企業サポート事業委託業務プロポーザルに関する質疑一覧

令和6年2月27日現在

質問No.	質問項目	質問内容	回答
1	募集要項 p.2 第2-1 プロポーザル参加の要件について	外国人材活用相談員及び外国人材コンサルタントは専門性が高いため、社外の人材の登用を考えている。社外に委託しその会社を協働会社と位置づけ、「単独参加」としても問題ないか。	・仕様書p.8「8 業務の適正な実施に関する事項」(2)に記載のとおり、業務の一括再委託は禁止されています。 ・ご質問の、相談員及びコンサルタントの派遣のみを外部に委託することは、一括再委託には該当しないと考えます。 ・なお、業務の一部を再委託する場合は県と協議するとともに、受託者は再委託した業務に関する進捗管理を適切に行うようお願いします。
2	募集要項 p.4 第2-3(4) プロポーザル参加申込書の提出方法 ③提出書類について	プロポーザル参加申込時に提出する「プロポーザル参加の要件①日本国内に本社、本店、支店または活動拠点を置いている法人であること」が確認できる書類は、企画提案書提出の際に提出する「履歴事項全部証明書」の写しでもよいか。	・差し支えありません。
3	募集要項 p.2 第2-2(1)事業の実施計画 ⑤ - ⑦	各イベントについて普及啓発の実施回数は回数設定はなく、提案者ベースでの設定で問題ないか。	・仕様では、イベントの実施回数は指定していません。 ・提案者において、委託業務の目的を踏まえて効果的だと考えられる回数を設定し、提案してください。
4	仕様書 p.4 3 委託業務の内容 育成就労・特定技能人材向けイベントの企画・実施	対象とする「育成就労」人材とは、現在の技能実習生を想定しているのか？現在、「育成就労」という在留資格の外国人材は存在していないこと、また、技能実習生を対象とする場合、社員の定着やキャリアアップは、企業や組合（監理団体）との連携が必要であると考えため、ご教示ください。	・お見込みのとおり、現在の技能実習生を想定しています。
5	仕様書 p.4 3 委託業務の内容 育成就労・特定技能人材向けイベントの企画・実施	対象とする「特定技能」人材とは、現在、「特定技能」の在留資格を有する外国人材で、県内企業で従事している外国人材を想定しているのか。又は、県外の企業にて従事している外国人材を想定しているのか。	・県内企業で従事している者及び県外企業で従事している者、どちらも事業の対象として想定しています。